

# 小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

## を定める条例施行規則の一部改正の概要

### 1 改正の背景

喫緊の課題となっている保育士不足の解消に向けて、保育士の配置基準の一部について弾力的運用を可能にするため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されました。

市町村が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国の基準に従って定めることとされており、今回の国基準の改正内容について、本市においてこれに従わないこととすべき特段の事情がないことから、国基準に沿って基準を改正しようとするものです。

#### ※国基準の改正概要

##### ①朝夕の保育士配置の要件弾力化

保育所等においては、保育士を2人以上配置することが省令上求められているところであるが、乳児又は幼児の年齢別の配置基準を超えて保育士を配置している時間帯に限って、保育士のうち1人を子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者をもって代えることを可能とする。

##### ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

保育所等における必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を保育士に代えて活用可能とする。

##### ③研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化

保育所等においては、11時間開所で保育士1人当たり最長8時間労働としていること等により、省令上必要となる保育士に追加して雇い入れることが必要となる保育士について、子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者をもって代えることを可能とする。

## 2 改正の内容

次のとおり、小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を改正します。

### 改正内容

附則に、次の4条を追加します。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

**第6条** 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第26条第2項各号又は第41条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第26条第2項又は第41条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

**第7条** 前条の事情に鑑み、当分の間、第26条第2項又は第41条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

**第8条** 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第26条第2項又は第41条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

**第9条** 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項(国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者をいい、第26条第3項若しくは第41条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第26条第2項又は第41条第2項により算定される数をいう。)の3分の2以上置かなければならない。

## 2 施行年月日

平成28年7月1日(予定)